

台風 19 号 復旧支援情報

被災された皆さんの生活再建を支援する制度をご案内します。詳しくは各担当課にお問い合わせください。

【ご確認ください】

り災証明書と一緒に、生活再建の支援制度の申請書をお送りしています。まだ申請がお済みでない場合は、忘れずに申請をお願いします。



市 HP
支援情報



農地災害復旧事業費補助金

補助金の補助率と限度額を拡充します

農地災害復旧事業は、個人所有の農地に災害による被害があった場合に、復旧費用を補助する制度です。今年度に限り、補助金の補助率と限度額を拡充します。補助金の申請をお考えの方は、農林整備課にお問い合わせください。

対象 個人所有の農地で、1 箇所あたりの復旧費用が 5 万円以上の工事（宅地や山林などは対象外）

補助率 10 分の 8

限度額 40 万円

費用根拠 業者見積り

※個人で復旧した場合の費用は対象外

申請期間 3 月 31 日[㊤]まで

☎ 農林整備課農村整備係 ☎ 573-5638



水道使用料などの還付

2/28 までに申請をお願いします

上下水道・集落排水使用料の還付申請の受付は、2 月 28 日[㊤]までです。申請がお済みでない場合は、忘れずに申請をお願いします。

対象

り災証明を受けた住宅・事業所

申請方法

減免申請書と、り災証明書の写しを上下水道部（市役所中央棟 2 階）または各総合支所に提出

☎ 水道総務課（上水道） ☎ 573-5036

☎ 下水道課（下水道・集排） ☎ 573-5059



被災世帯の生活の再建を支援する制度

被災者生活再建支援金

対象 全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けた世帯
※半壊は、やむを得ず住宅の基礎まですべてを解体した場合に限る

申請 消防防災課、保原を除く各総合支所で受付
基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて支給）

申請期間：令和 2 年 11 月 11 日まで

申請に必要なもの：申請書、り災証明書（原本）、申請者（世帯主）の通帳のコピー、滅失登記簿謄本（半壊・大規模半壊の判定を受け、住宅を解体した方のみ）

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）

申請期間：令和 4 年 11 月 11 日まで

申請に必要なもの：住宅の建設・購入、補修、賃借にかかる契約書などのコピー

☎ 消防防災課防災企画係 ☎ 575-1197



生活資金の融資が対象

借入利子を補助します

住宅に被害を受け、金融機関から生活資金の融資を受けた場合に、利息分を補給します。

対象となる融資や金融機関など、詳しくは市政だよりお知らせ版 12 月 12 日号をご覧ください。

対象 次の①～③を満たす人

①り災証明を受けていること

②市内に住所を有し、市税等の滞納がないこと

③市が指定する金融機関から融資を受けること

補給額 融資額に対する利子のうち年 1.5% に相当する額以内（1 世帯の上限額 500 万円）

補給期間 融資日から 5 年間

☎ 社会福祉課 ☎ 575-1264